

## ★事件票作成上の留意事項(家事)

### ◎全般

次のいずれの事件票も作成する必要がない場合、「ゼロ件報告」を送付したか。

家事婚姻関係事件票、家事子の監護事件票、家事遺産分割事件票、家事履行勧告・履行命令事件票、  
保全異議・取消事件票(家裁)

(H31.4.5付け情報政策課参事官事務連絡「裁判統計報告に関する事務処理の報告方法等について」別紙第1の1の(3)ア)

### ◎家事婚姻関係事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(1)事件番号	・審判・調停の両手続を経た事件について、最初に付された事件番号を入力していない。	8
(2)受理、(3)終局	・受理日と終局日が同日の場合に、期日回数が2回以上となっている。	
(8)実施期日回数	・自府受理時から既済した時までに実施された期日の合計回数が入力されていない。	
(15)終局時の婚姻関係	・「終局時の婚姻関係」が「婚姻継続一同居」であるが、面会交流の取決めがされている。	

### ◎家事子の監護事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(1)事件番号	・審判・調停の両手続を経た事件について、最初に付された事件番号を入力していない。	26
(2)受理、(3)終局	・受理日と終局日が同日の場合に、(7)「実施期日回数」の「調停」と「審判」の合計が2回以上となっている。	
(7)実施期日回数	・自府受理時から既済した時までに実施された期日の合計回数が入力されていない。	

### ◎民事第一審訴訟事件票(家裁)

事件票項目	留意事項	作成要領
(14)被告側の弁論	・被告側の訴訟代理人弁護士が「有」の場合に、被告側の弁論が「無」となっている。	

※()内の番号は、通達様式上のものである。